

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和 年 月 日から施行する。

(銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等の廃止)

第二条 次に掲げる府令は、廃止する。

一 銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第三十一号)

二 信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第三十二号)

三 信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令(平成二十九年内閣府令第三十三号)

(電子決済等代行業者との連携及び協働の推進に係る措置等に関する経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府

令第三条の規定により決定され、若しくは変更され、又は公表された同令第二条の方針は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）において第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十三条の六の十二第一項の規定により決定され、若しくは変更され、又は公表された同項の方針とみなす。

2 前条の規定による廃止前の信用金庫及び信用金庫連合会の信用金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第三条の規定により決定され、若しくは変更され、又は公表された同令第二条の方針は、施行日において第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第一百十二条の五第一項の規定により決定され、若しくは変更され、又は公表された同項の方針とみなす。

3 前条の規定による廃止前の信用協同組合及び信用協同組合連合会の信用協同組合電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令第三条の規定により決定され、若しくは変更され、又は公表された同令第二条の方針は、施行日において第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十九条の五第一項の規定により決定され、若しくは変更され、又は公表された同項の方針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。